

開催方式及び会議名称の変更について

平成 26 年 9 月
鳥取県土整備部河川課

毎年、関係機関の皆様から意見をいただきながら、県内海岸における土砂の流れの連続性の確保及び海浜の安定を目指して開催しておりました「鳥取沿岸土砂管理協議会」であります。昨年10月に「鳥取県附属機関条例」が制定されたことに伴い、下記のとおり開催方式及び会議名称を変更することとなりました。

このことについては、開催方式及び会議名称の変更のみであり、会議内容は従前どおりで変更はありません。

《変更の内容》

○開催方式について、委員参画型の協議会方式でなく、通常の会議方式となります。

*出席者すべての方について、委員という名称はなくなりますが、従前どおり様々な知見から御意見をいただけたらと思います。

*なお、従前の規約は廃止となりますが、会議運営方針を作成しておりますので、御参照いただけたらと思います。

○会議名称について、「鳥取沿岸土砂管理協議会」から「鳥取沿岸土砂管理連絡調整会議」に変更となります。

《変更の理由》

昨年10月に鳥取県附属機関条例（※）が制定されたことに伴い、鳥取沿岸土砂管理協議会についても附属機関に該当するか否か検討されました。

その結果、「協議会の内容が行政執行に伴う調停、諮問等を審議するものではなく、効率的な土砂管理（サンドリサイクル）を行うための関係機関による連絡調整的な要素が強いことから、附属機関に該当しない。」と整理されたところであります。

このことから、県職員以外の方が委員として参画する協議会方式ではなく、通常の会議方式に変更することとなりました。但し、実際の会議内容は、従前と変わりはないところです。

（※）鳥取県附属機関条例とは

鳥取県では、従来から県行政の推進にあたり、県職員以外の外部の方に委員として参画をいただき、行政課題について調査審議等を行う審議会等を設置、運営しているところです。

このような審議会等については、位置付けが様々で、多様な会議が存在していたことから、地方自治法の規定に基づき附属機関として整理を行うこととなり、昨年10月に条例制定したものであります。

附属機関の定義については、下記のとおりであり、土砂管理協議会は附属機関に該当しないことで整理されました。

【附属機関】

○県職員以外の外部の者が委員として参画し、県の行政執行に伴い必要な調停、審査、諮問、調査を行うことを職務とする機関は、地方自治法に定める附属機関とする。

○上記に該当しない例は、次のとおり。

- ・ 県職員で構成する機関
- ・ 県は構成員として参加するもので県の機関に当たらないもの（事業の実行委員会等）
- ・ 調停、審査、諮問、調査等の職務に当たらないもの（関係機関による連絡調整会議等）

⇒ 土砂管理協議会は、これに該当。